亀山市
文化芸術
推進基本計画

「継承と創造」（抜粋）

亀 山 市

令和８年８月

1　計画策定の背景と趣旨

本市では、平成２２年３月に制定した「まちづくり基本条例」及び平成２３年３月に策定した「亀山市文化振興ビジョン（平成２３年度～令和３年度）」に基づき、県内市町に先駆けて文化芸術に関する政策を推進してきました。これまで、「かめやま文化年プロジェクト」などを通じて、様々な取組を実施し、現代アートやミュージカル等、新たな創作活動が生まれるとともに、「鈴鹿関跡（すずかのせきあと）」が国の史跡に指定されるなど、創造の文化と伝統の文化の発展に繋がりました。

一方、わが国では、平成２９年６月に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法（以下、「基本法」という。）」に改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業など文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性を明らかにしました。さらに、基本法に基づき、平成３０年３月には文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

また、平成３０年６月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められました。

このような中、本市では、令和３年１２月に「亀山市文化芸術基本条例（以下、「条例」という。）」を制定し、本市の文化芸術に関する施策に関し、基本理念や基本施策を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

以上の観点を踏まえ、条例第６条第１項に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和４年３月に本計画を策定しました。

一方、上位計画である第２次亀山市総合計画が計画期間を終え、新たな第３次亀山市総合計画が策定され、法的に整合を図るべき国の次期「文化芸術推進基本計画」の動向を踏まえ、計画期間を見直し、令和８年８月に計画の改訂を行うものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、基本法第７条の２及び条例第６条第１項に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものとします。なお、第３次亀山市総合計画「グリーンプラン２．０」を上位計画とし、「基本法」や国の「文化芸術推進基本計画」などを踏まえ、亀山市教育大綱やその他の分野別計画との連携を図ります。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づき策定された「亀山市障がい者福祉計画」との連携を図ります。

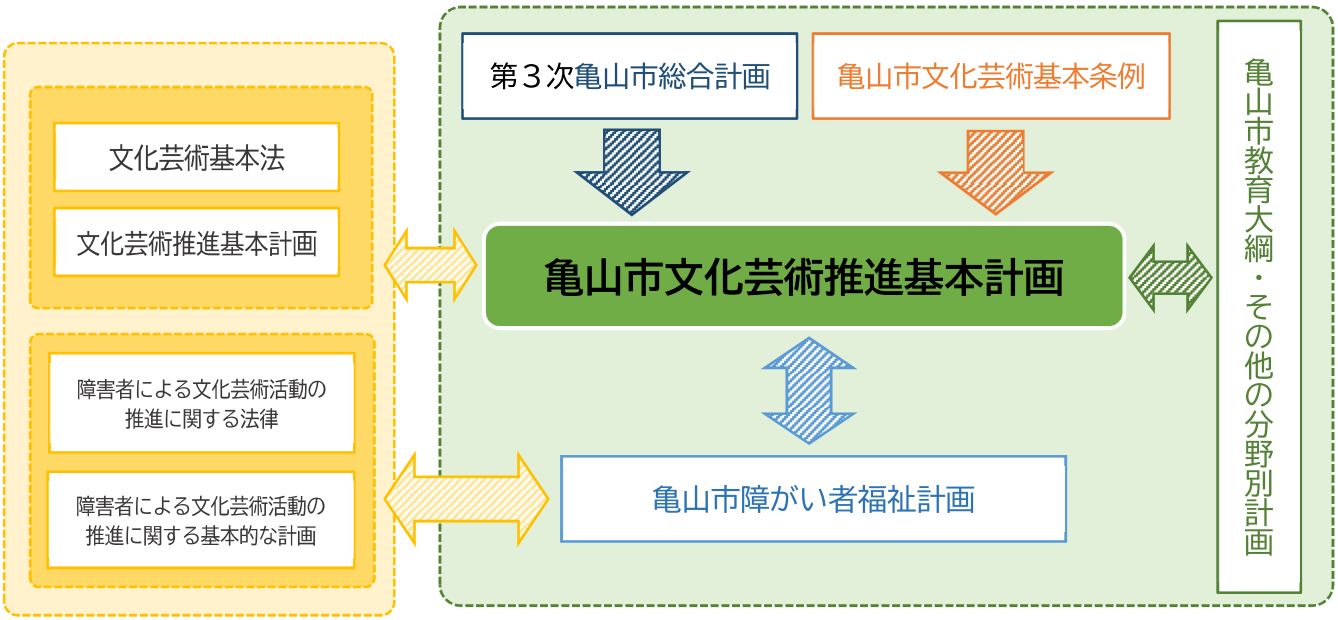

3　計画期間

本計画の期間は、２０２２（令和４）年度から２０３４（令和１６）年度までの１３年間とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の「文化芸術推進基本計画」の見直し動向等を踏まえ、２０２８（令和１０）年度を目途に中間見直し（改定）を行うものとします。

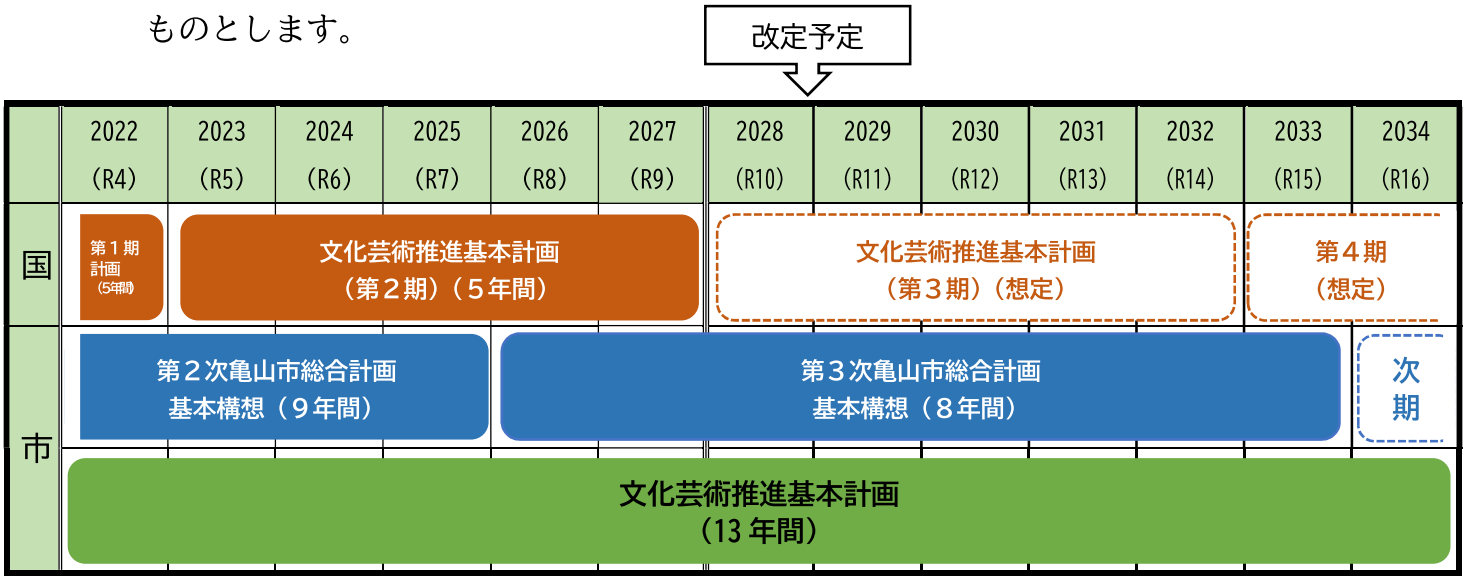

亀山市文化芸術推進基本計画
発行　令和４年（２０２２年）３月
改訂　令和８年（２０２６年）８月
編集　亀山市市民文化部文化課文化・人権グループ
〒５１９-１１９２　三重県亀山市関町木崎９１９番地１
ＴＥＬ：０５９５-９６-１２２４
ＦＡＸ：０５９５-９６-２４１４